

難病医療費等の 助成制度ガイド

監修：多田 久里守 先生

順天堂大学医学部附属順天堂医院 膠原病・リウマチ内科 准教授



Inspired by patients.
Driven by science.

特定医療費(指定難病)助成制度の対象疾病(指定難病)は、348の疾患が該当します(2026年8月現在)。

指定難病に関する詳しい情報については、「難病情報センター」のホームページをご覧ください。

<https://www.nanbyou.or.jp/>

強直性脊椎炎

検索



本冊子は、2026年8月時点における制度に基づいています。
最新の情報は、公益財団法人 難病医学研究財団/難病情報センター「指定難病患者への医療費助成制度のご案内」などをご参照ください。

もくじ

特定医療費(指定難病)助成制度	4
使い方	
申請方法	
自己負担上限額(1ヵ月)	
高額かつ長期について	
高額療養費制度	7
申請方法	
自己負担限度額	
年齢による区分	
1ヵ月の医療費の計算の仕方	
年に3回以上、高額療養費を利用した場合(多数回該当)	
医療費の助成制度を使ったら	12
身体障害者手帳	13
対象	
利用できるサービスの例	
申請方法	
傷病手当金	14
対象	
支給される金額	
支給される期間	
申請方法	

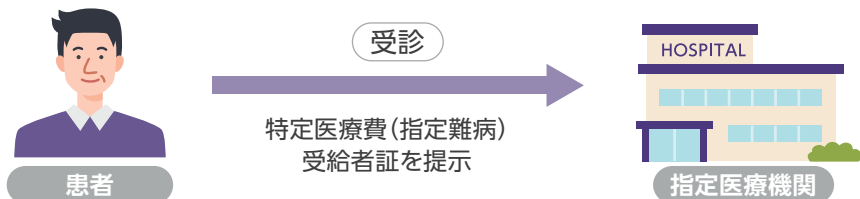
特定医療費(指定難病)助成制度

難病情報センター:指定難病患者への医療費助成制度のご案内.
<https://www.nanbyou.or.jp/entry/5460> (2026年8月閲覧)

- 指定難病に該当する疾患と診断された方は、難病法による医療費の助成を受けられる可能性があります。
- 治療にかかる医療費が原則2割負担(後期高齢者は原則1割負担)に軽減される制度です。
- この制度を利用するには、指定難病の診断を受け、病状の程度が国の認定基準に該当する必要があります。
- 年収に応じて1ヵ月の自己負担上限額があります。

● 使い方

- 特定医療費(指定難病)受給者証を指定医療機関で提示する。

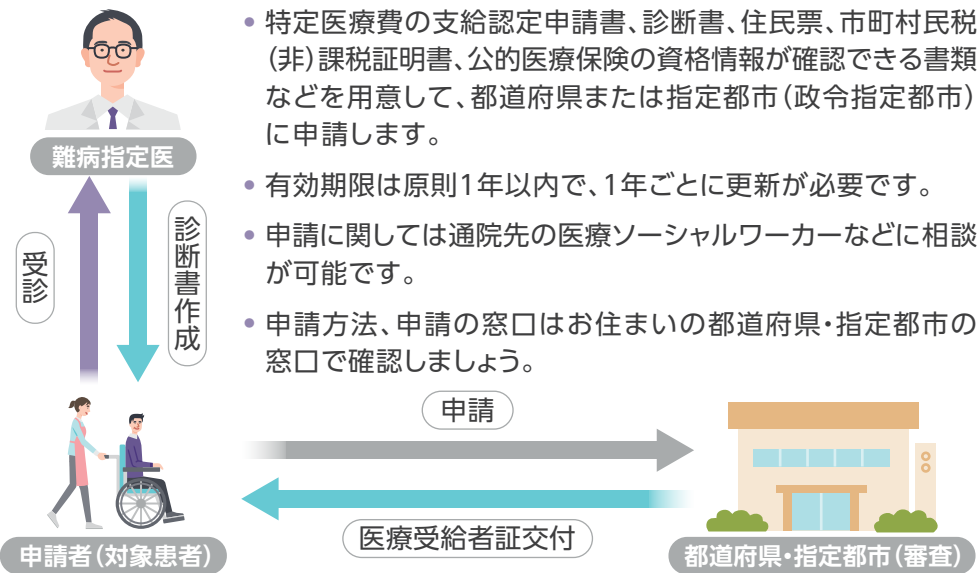


難病の治療に関し、都道府県・
指定都市が指定する医療機関

- 病院
- 診療所
- 訪問看護ステーション
- 薬局 など

* 調べ方:お住まいの自治体のHPなど

● 申請方法



※:都道府県(または指定都市)によって指定された、臨床調査個人票(診断書)を作成できる医師のことです。

● 自己負担上限額(1ヵ月)

(単位:円)

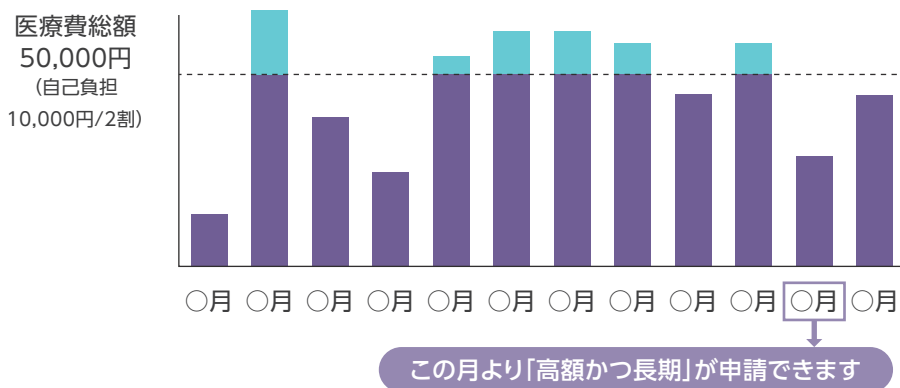
階層 区分	階層区分の基準 （（ ）内の数字は、夫婦2人世帯の 場合における年収の目安）		自己負担上限額（外来+入院）（患者負担割合：2割）		
			一般	高額かつ 長期※	人工呼吸器等 装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収 ～826,500円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 826,500円超～	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上7.1万円未満 (約160万円～約370万円)		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満 (約370万円～約810万円)		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税25.1万円以上 (約810万円～)		30,000	20,000	
入院時の食費			全額自己負担		

※:月ごとの医療費総額が5万円を超える月が過去12ヵ月の間に6回以上ある者(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上)。

(2026年8月現在)

● 高額かつ長期について

- 一般所得以上の方で、指定難病の治療にかかる月ごとの医療費総額が5万円を超える月が、年間に6回以上ある場合、自己負担上限額が軽減されます。



申請にあたって不明なことは、通院先の医療ソーシャルワーカーなどに相談してみましょう。



高額療養費制度

厚生労働省ホームページ:高額療養費制度を利用される皆さまへ、

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/juuyou/kougakuiryuu/index.html (2026年8月閲覧)

- 1ヵ月(その月の1日～末日)に支払った医療費が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた額の払い戻しを受けられる制度です。
- 診療を受けた月の翌月の初日から2年間であれば、過去にさかのぼって支給申請できます。

①医療費の支払い(自己負担分)

申請の有効期間:診療を受けた月の翌月の初日から2年間

②高額療養費支給申請書の提出



被保険者・被扶養者



医療機関



加入する医療保険

③払い戻し

例) 70歳未満、年収約370万円～770万円、
1ヵ月の医療費の総額が500,000円(窓口支払額 150,000円)の場合

医療保険の負担(7割)
350,000円

自己負担(3割)
150,000円

払い戻し
62,060円

自己負担上限額
87,940円

(2026年8月現在)

● 申請方法

- 申請書類、医療機関が発行する領収書などを準備して、加入する医療保険に申請します。
- 申請方法は加入する医療保険によって異なるため、窓口で確認しましょう。

※マイナンバーカードを健康保険証として使用する場合は、申請なしで医療機関での支払いが限度額までとなります。

● 自己負担限度額

- 自己負担限度額は年齢や所得によって異なります。
- 医療保険によっては、自己負担限度額をさらに軽減できることがあるため、窓口で確認しましょう。

高額療養費制度

● 年齢による区分

- 毎月の自己負担限度額は、加入者が70歳以上かどうかや、加入者の所得水準によって分けられます。

70歳未満（2026年8月～2027年7月診療分）

所得区分	負担割合	1ヵ月の上限額	多数回該当	年間上限額 (8月～翌年7月まで)
年収約1,160万円～ 健保：標準報酬月額※183万円以上 国保：旧ただし書き所得※2901万円超	3割※3	270,300円+ (医療費－901,000円) ×1%	140,100円	1,680,000円
年収約770万円～1,160万円 健保：標準報酬月額53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円		179,100円+ (医療費－597,000円) ×1%	93,000円	1,110,000円
年収約370万円～770万円 健保：標準報酬月額28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円		85,800円+ (医療費－286,000円) ×1%	44,400円	530,000円
～年収約370万円 健保：標準報酬月額26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下		61,500円	44,400円	530,000円※4
住民税非課税		36,900円	24,600円	290,000円

※1：標準報酬月額とは、事業主から受ける毎月の給与などの報酬を区切りのよい幅で区分し、保険料の額を計算するために設定されたものです。

※2：旧ただし書き所得とは、前年の総所得金額と山林所得、株式の配当所得、土地・建物等の譲渡所得金額などの合計から基礎控除（前年の合計所得金額が2,400万円までの場合、43万円）を除いた額です。

※3：義務教育就学前の人については2割。

※4：「年収換算～約200万円（健保：15万円以下、国保：86万円以下）」区分に該当することが確認できた人は、年間上限41万円を適用し、2027年8月以降に償還払い。

※5：収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含みます。

※6：旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含みます。

※7：年金収入826,500円以下など。

※8：課税所得が28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上（複数世帯の場合は320万円以上）の人については2割。

※9：「年収換算～約200万円（健保：15万円以下、国保・後期：28万円未満）」区分に該当することが確認できた人は、年間上限41万円を適用し、2027年8月以降に償還払い。

（2026年8月現在）

- 70歳以上の方には、外来だけの上限額も設けられています。

70歳以上、後期高齢者（2026年8月～2027年7月診療分）

所得区分	負担割合	1ヵ月の上限額		多数回該当	年間上限額 (8月～翌年7月まで)
		外来(個人ごと)	世帯ごと		
年収約1,160万円～ 健保:標準報酬月額83万円以上/ 国保・後期高齢者690万円以上	3割	270,300円+ (医療費－901,000円)×1%		140,100円	1,680,000円
年収約770万～1,160万円 健保:標準報酬月額53万～79万円/ 国保・後期高齢者380万円以上		179,100円+ (医療費－597,000円)×1%		93,000円	1,110,000円
年収約370万～770万円 健保:標準報酬月額28万～50万円/ 国保・後期高齢者145万円以上		85,800円+ (医療費－286,000円)×1%		44,400円	530,000円
～年収約370万円 健保:標準報酬月額26万円以下※5/ 国保・後期高齢者145万円未満※5,6	70～74歳 2割	22,000円 (年216,000円)	61,500円	44,400円	530,000円※9
住民税非課税	75歳以上 1割※8	11,000円 (年96,000円)	25,700円	24,600円	290,000円
住民税非課税 (所得が一定以下※7)		8,000円	15,700円	—	180,000円

高額療養費制度

● 1ヵ月の医療費の計算の仕方

- 1ヵ月とは、その月の1日～末日までを指します。
- 医療費は、それぞれの医療機関ごとに計算します（ただし、同じ医療機関でも外来／入院、医科／歯科は分けて計算します）。
- 医療機関から交付された処方箋による調剤薬局での調剤は、処方箋を交付した医療機関での支払いに含めて計算します。
- 複数の医療機関にかかった場合は合算できます。
- 世帯での合算も可能です。

合算例：70歳未満

- 1医療機関での窓口での支払額が21,000円以上のものを合算できる

自己負担額21,000円以上

	A病院	Bクリニック	C薬局	D病院
医療費	100,000円	100,000円	200,000円	20,000円
自己負担額 (3割)	① 30,000円	② 30,000円	③ 60,000円	6,000円

合算可能

合算例：70歳以上

- 1医療機関での窓口での支払額に関係なく、合算できる

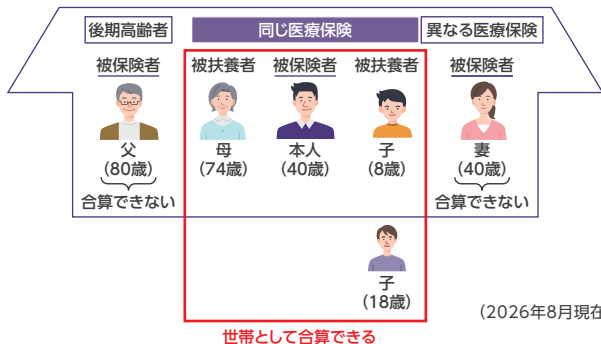
自己負担額による制限なし

	A病院	Bクリニック	C薬局	D病院
医療費	100,000円	100,000円	200,000円	20,000円
自己負担額 (2割)	① 20,000円	② 20,000円	③ 40,000円	④ 4,000円

合算可能

合算例：世帯合算

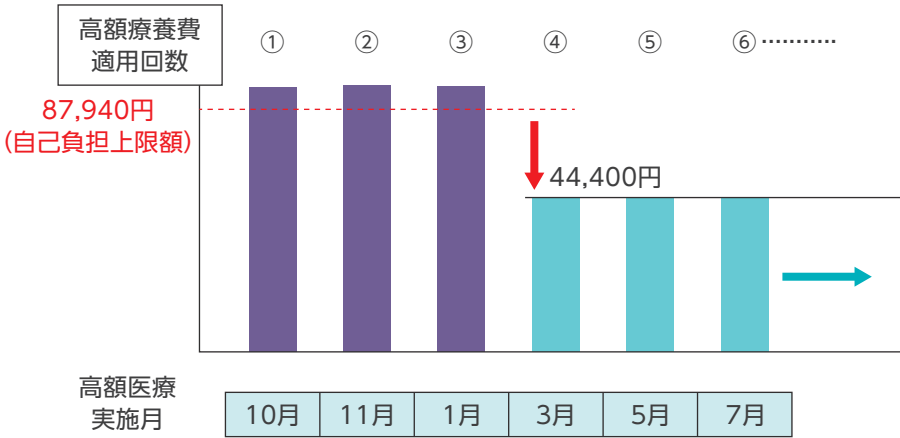
- 世帯＝同一の医療保険に加入している家族の医療費は「1ヵ月の医療費」として合算できる



● 年に3回以上、高額療養費を利用した場合(多数回該当)

- 高額療養費の支給を受けた回数が直近の12ヵ月以内に3回あった場合は、4回目の申請からは自己負担限度額が引き下げられます。

多数回該当の例: 70歳未満、年収約370万円～770万円、1ヵ月の医療費の総額が500,000円(窓口支払額 150,000円)の場合



(2026年8月現在)

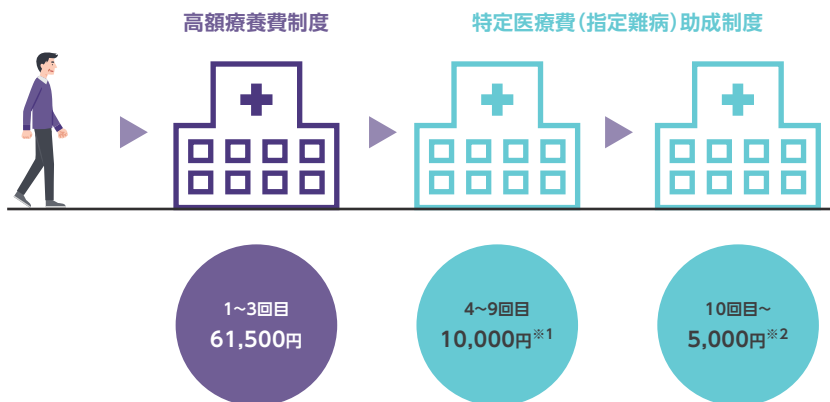
高額療養費についてのお問い合わせ先は、どの医療保険制度に加入しているかで変わります。まずは、マイナ保険証の方はマイナポータル (<https://myrna.go.jp/>) で、それ以外の方は資格確認書で、保険者の名前を確認してみましょう。



医療費の助成制度を使ったら

- 初診から、高額療養費または特定医療費受給者証を使った場合の医療費の目安を時系列で示します。
- それぞれの制度と申請、使用方法、更新については、主治医または通院先の医療ソーシャルワーカーに相談しましょう。

例) 所得300万円、1ヵ月の医療費総額500,000円、健康保険3割負担の場合



(2026年8月現在)

※あくまで目安金額ですので、正確な額は、各申請機関にお問い合わせください

※1: 重症度が基準を満たさないが、月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が12ヵ月の間に3回以上ある「軽症高額」に該当し、特定医療費助成制度を活用された場合

※2: 月ごとの医療費総額が5万円を超える月が過去12ヵ月の間に6回以上ある「高額かつ長期」が適用された場合

身体障害者手帳

厚生労働省：身体障害者手帳。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/shougaisatechou/index.html (2026年8月閲覧)

- 身体障害の種類とその程度(等級)に応じた各種サービスを利用できる制度です。

● 対象

- 身体に永続する機能障害がある方が対象となります。

● 利用できるサービスの例

- 所得税・住民税・自動車税などの軽減、タクシー運賃の割引、公共交通機関・航空運賃の運賃割引、携帯電話料金の割引 など
- 身体障害者手帳を取得することで「重度心身障害者医療費助成」を受けられる可能性もあります。
- 障害福祉サービスによる介護や生活支援を受けられます。
- 受けられるサービスの内容は障害の種類、等級、お住まいの自治体によって異なるため、自治体窓口にお問い合わせしましょう。

● 申請方法

- 指定医※から診断書の交付を受けます。
- 身体障害者手帳の交付申請書、診断書、手帳に貼付する証明写真(顔写真)、マイナンバー制度にともなう本人確認書類などを用意して、お住まいの市区町村の担当窓口申請します。
- 申請を考えている場合、まずは主治医に相談しましょう。

※：身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師のことです。

- ① 指定医※の診断を受け、診断書・意見書を発行してもらいます。
- ② お住まいの市区町村の窓口申請します。
- ③ 都道府県知事により認定されたら、手帳が交付されます。



・身体障害者診断書・意見書はお住まいの市区町村の障害福祉担当窓口などにお問い合わせください。



・診断書、顔写真をご準備ください。
・申請書は窓口で用意されています。
※：代理の方でも申請可能です。



・申請手続き後、約1ヵ月半程度かかります。
※：診断書の内容によっては1ヵ月半以上かかる場合もあります。
・手帳の受け取りは、お住まいの地域の障害者支援センターまたは郵送による受け取りからお選びいただけます。

傷病手当金

全国健康保険協会：傷病手当金

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/benefit/injury_and_sickness_allowance/index.html (2026年8月閲覧)

- 病気やけがで仕事を休み、給与が支払われない場合に被保険者とその家族の生活を保障するための制度です。

● 対象

- 協会けんぽや健康保険組合、共済組合に加入していて、下記の条件を満たす方が対象となります。

1. 病気やけがの治療中
2. 仕事ができない状態
3. 連続する3日間を含み、4日以上仕事を休んでいる
4. 仕事を休んだ期間に給与の支払いがない

● 支給される金額

- 1日当たりの支給金額：

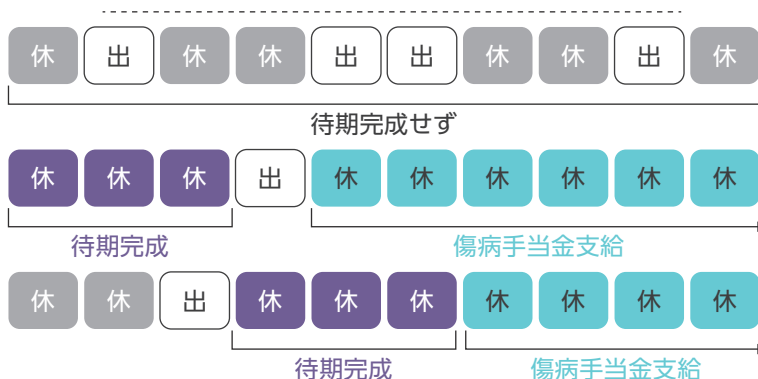
【支給開始日以前の継続した12ヵ月間の各標準報酬月額を平均した額】÷30日×2/3

● 支給される期間

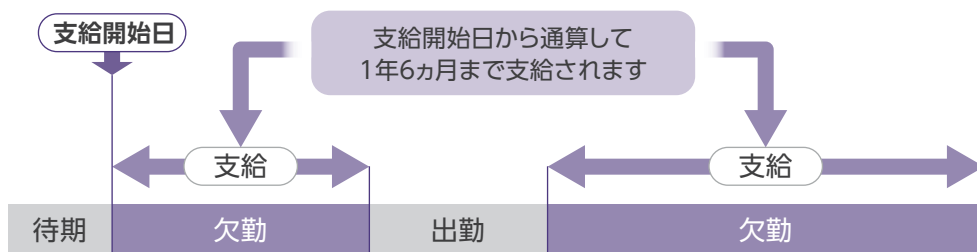
- 療養のため仕事に就くことができず、連続する3日間の待期期間が完成した場合、4日目以降の仕事に就けなかった日が支給対象となります。

※：待期には有給休暇や公休日も含まれます。

待期3日間の考え方



- 支給開始からトータルで1年6ヵ月間まで支給されます。
- 支給開始後に一時的に就労し、支給されない期間がある場合でも、支給開始日から通算して1年6ヵ月の範囲で支給を受けることができます。



● 申請方法

- 傷病手当金支給申請書などで、勤務先の事業主と医療機関に仕事を休んでいることを証明してもらい、各保険者に申請します。
- 給与または障害年金などで傷病手当金と相当額の給付を受けている場合、傷病手当金は支給されなくなったり、支給金額が調整されたりします。



